

令和3年 第6回

三種町選挙管理委員会議案

令和3年9月1日提出

日 時	令和3年9月1日（水） 午前9時00分
場 所	三種町農政庁舎会議室

署名委員

署名委員

次 第

- 1 委員長あいさつ
- 2 会議録署名委員の指名（ 委員、 委員）
- 3 案 件
 - 議案第 2 3 号 選挙人名簿に登録することについて
 - 議案第 2 4 号 選挙人名簿から抹消することについて
 - 報告第 1 4 号 登録の移替えをした者について
 - 報告第 1 5 号 選挙権を有する者の 5 0 分の 1 の数について
 - 報告第 1 6 号 選挙権を有する者の 3 分の 1 の数について
 - 議案第 2 5 号 三種町議会議員及び三種町長選挙における選挙運動の公営に関する規程の一部を改正する告示（案）について
 - 議案第 2 6 号 三種町選挙公報の発行に関する規程の一部を改正する告示（案）について
 - 議案第 2 7 号 三種町選挙人名簿及び在外選挙人名簿の抄本の閲覧に関する事務処理要領の制定について
 - 協議第 2 号 令和 4 年執行の三種町長選挙及び三種町議会議員一般選挙の日程について
- 4 その他

議案第 23 号

選挙人名簿に登録することについて

公職選挙法第 22 条第 1 項の規定により、令和 3 年 9 月 1 日現在において別紙の者を選挙人名簿に登録する。

令和 3 年 9 月 1 日提出

三種町選挙管理委員会
委員長 嶋田 仁

- | | | |
|---|--------|--|
| 1 | 新有権者登録 | 令和 3 年 9 月 1 日までに満 18 歳に達する者
生年月日：平成 15 年 6 月 3 日から平成 15 年 9 月 2 日まで
男 12 人 女 20 人 小計 32 人 |
| 2 | 転入登録 | 令和 3 年 6 月 1 日以前より引き続き三種町に居住している者
転入日：令和 3 年 3 月 2 日から令和 3 年 6 月 1 日まで
男 34 人 女 27 人 小計 61 人 |
| 3 | 登録者総数 | 男 46 人 女 47 人 合計 93 人 |

議案第24号

選挙人名簿から抹消することについて

公職選挙法第28条の規定により、令和3年9月1日現在において別紙の者
を選挙人名簿から抹消する。

令和3年9月1日提出

三種町選挙管理委員会
委員長 嶋田 仁

- | | | |
|---|-------|---|
| 1 | 死亡抹消者 | 届出日：令和3年6月1日から令和3年8月31日まで
男 35人 女 45人 小計 80人 |
| 2 | 転出抹消者 | 令和3年4月30日以前に三種町から転出した者
転出日：令和3年2月1日から令和3年4月30日まで
男 67人 女 71人 合計138人 |
| 3 | 抹消者総数 | 男102人 女116人 合計218人 |

報告第14号

登録の移替えをした者について

令和3年9月1日現在において定時登録に係る登録の移替えをした者は、別紙のとおりである。

令和3年9月1日提出

三種町選挙管理委員会
委員長 嶋田 仁

令和3年6月1日から令和3年8月31日までの町内転居により投票区の移替えをした者

男 16人 女 24人 合計 40人

報告第15号

選挙権を有する者の50分の1の数について

地方自治法第74条第1項及び第75条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数は282である。

令和3年9月1日提出

三種町選挙管理委員会
委員長 嶋田 仁

参 考

第74条第1項 条例の改廃請求

第75条第1項 地方公共団体等の事務等の執行に係る監査請求

報告第16号

選挙権を有する者の3分の1の数について

地方自治法第76条第1項、第80条第1項及び第81条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数は4,685である。

令和3年9月1日提出

三種町選挙管理委員会
委員長 嶋田 仁

参 考

- | | |
|-----------|-----------|
| 第76条第1項 | 議会の解散請求 |
| 第80条第1項 | 議員の解職請求 |
| 第81条第1項 | 長の解職請求 |
| 地教組第8条第1項 | 教育委員の解職請求 |

議案第 25 号

三種町議会議員及び三種町長選挙における選挙運動の公営に関する規程の一部を改正する告示（案）について

三種町議会議員及び三種町長選挙における選挙運動の公営に関する規程の一部を次のとおり改める。

令和 3 年 9 月 1 日提出

三種町選挙管理委員会

委員長 嶋 田 仁

1 改正理由

三種町押印見直し方針に基づき、候補者及び事業者が行う手続等に求めている申請書等の氏名欄の押印について見直すため、関係様式を改正します。

2 改正内容

様式第 1 号、様式第 2 号、様式第 4 号及び様式第 5 号の改正

議案第26号

三種町選挙公報の発行に関する規程の一部を改正する告示（案）について

三種町選挙公報の発行に関する規程の一部を次のとおり改める。

令和3年9月1日提出

三種町選挙管理委員会
委員長 嶋田 仁

1 改正理由

公職選挙法の一部を改正する法律が公布となり、選挙公報の掲載文を電子データで提出できるようにし、事務の合理化と各世帯配布の早期化が図られたことから、本町の議会議員及び長の選挙における選挙公報の発行に関しても同様の改正を行います。

2 改正内容

1. 掲載文の提出方法（第2条関係）

掲載文又は電子データに記録した掲載文の提出とします。併せて、候補者の写真の提出についても規定します。

2. 字句の整理（第3条及び様式）

電子データの提出に合わせて字句の整理を行います。

議案第 27 号

三種町選挙人名簿及び在外選挙人名簿の抄本の閲覧に関する事務処理要領（案）の制定について

三種町選挙人名簿及び在外選挙人名簿の抄本の閲覧に関する事務処理要領について別紙のとおり制定する。

令和 3 年 9 月 1 日提出

三種町選挙管理委員会

委員長 嶋 田 仁

1 制定理由

公職選挙法第 28 条の 2 から第 28 条の 4 までの規定（法第 30 条の 12 の規定により準用する場合を含む。）に基づく選挙人名簿及び在外選挙人名簿の抄本の閲覧に関し、必要な事項を定める必要があるため制定します。

2 主な制定内容

- 1) 閲覧の申出に係る様式及び添付書類について
- 2) 閲覧を拒否できる要件について
- 3) 閲覧の際の禁止事項について

3 施行期日

令和 3 年 9 月 2 日

協議第 2 号

令和 4 年執行の三種町長選挙及び三種町議会議員一般選挙の日程について

1 町長・議会議員の任期満了日

町 長 令和 4 年 5 月 1 7 日 (火)

議会議員 令和 4 年 6 月 3 0 日 (木)

2 選挙期日に関する公職選挙法の規定

(1) 原則 (第 3 3 条第 1 項)

議会議員、長の任期満了による選挙は、その任期が終わる日の前 3 0 日以内に行う。議会議員の選挙及び長の選挙は、同時に行うことができる (第 1 1 9 条第 1 項)。

(2) 9 0 日特例 (第 3 4 条の 2 第 1 項、第 4 項) 【関連資料①】

議会議員又は長の任期満了日のうち先に到来する任期満了日(a)が後に到来する任期満了日(b)の前 9 0 日(c)以内にある場合においては、後の任期満了日の 5 0 日前に当たる日(d)又は前の任期満了日の 3 0 日前に当たる日(e)のいずれか遅い日(=d)から前の任期満了日の 5 0 日後に当たる日(f)又は後の任期満了日(b)のいずれか早い日(=b)までの間に、二つの選挙を同時に行うことができる。

(制度趣旨)

①投票率向上

近接して選挙が行われる場合、後に行われる選挙が低投票率を示す傾向がある。

②有権者の負担軽減

短期間に長と議会議員の二度の選挙を行うことは有権者に時間的な負担をかける。

③選挙管理費用節減等

行政の停滞を生じさせるとともに選挙費用がかさむ。

3 これまでの町長・議会議員選挙の執行状況等

(1) 平成18年合併に伴う選挙

①町長

選挙期日 平成18年4月23日(日)

【町長任期：平成18年4月23日～平成22年4月22日】

②議会議員

選挙期日 平成18年6月25日(日)

【議会議員任期：平成18年7月1日～平成22年6月30日】

※新設合併後、平成18年6月30日まで在任特例適用。

(2) 平成22年任期満了に伴う選挙

選挙費用の節減及び有権者の利便性(負担軽減)等を重視し、公職選挙法の90日特例を適用し同時選挙を実施。

選挙期日 平成22年5月16日(日)

【町長任期：平成22年5月16日～平成26年5月15日】

【議会議員任期：平成22年7月1日～平成26年6月30日】

(3) 平成26年任期満了に伴う選挙

選挙費用の節減及び有権者の利便性(負担軽減)等を重視し、公職選挙法の90日特例を適用し同時選挙を実施。

選挙期日 平成26年5月18日(日)

【町長任期：平成26年5月18日～平成30年5月17日】

【議会議員任期：平成26年7月1日～平成30年6月30日】

(4) 平成30年任期満了に伴う選挙

選挙費用の節減及び有権者の利便性(負担軽減)等を重視し、公職選挙法の90日特例を適用し同時選挙を実施。

選挙期日 平成30年5月13日（日）

【町長任期：平成30年5月18日～令和4年5月17日】

【議会議員任期：平成30年7月1日～令和4年6月30日】

4 令和4年任期満了に伴う選挙

(1) 選挙執行可能日

① 単独選挙の場合（任期が終わる日の前30日～任期前日）

町長選挙 4月17日（日）～5月16日（月）

議会議員一般選挙 5月31日（火）～6月29日（水）

町長選挙	議会議員一般選挙
① 告示日 4月12日（火） 選挙日 4月17日（日）	① 告示日 5月31日（火） 選挙日 6月5日（日）
② 告示日 4月19日（火） 選挙日 4月24日（日）	② 告示日 6月7日（火） 選挙日 6月12日（日）
③ 告示日 4月26日（火） 選挙日 5月1日（日）	③ 告示日 6月14日（火） 選挙日 6月19日（日）
④ 告示日 5月3日（火） 選挙日 5月8日（日）	④ 告示日 6月21日（火） 選挙日 6月26日（日）
⑤ 告示日 5月10日（火） 選挙日 5月15日（日）	

② 90日特例による同時選挙の場合 【関連資料②】

5月11日（日）～6月30日（月）

① 告示日 5月10日（火） 選挙日 5月15日（日）	⑤ 告示日 6月7日（火） 選挙日 6月12日（日）
② 告示日 5月17日（火） 選挙日 5月22日（日）	⑥ 告示日 6月14日（火） 選挙日 6月19日（日）
③ 告示日 5月24日（火） 選挙日 5月29日（日）	⑦ 告示日 6月21日（火） 選挙日 6月26日（日）
④ 告示日 5月31日（火） 選挙日 6月5日（日）	

③議会が4月上旬に自主解散した場合（解散の日から40日以内）で、
町長選挙と同時選挙の場合

（※4月6日以降に解散した場合に限る。）

①告示日	5月	3日	(火)
選挙日	5月	8日	(日)
②告示日	5月	10日	(火)
選挙日	5月	15日	(日)

(2) 執行経費の比較(概算)

平成30年執行時の実績をベースとし、公職選挙法改正等により新たに措置すべき経費を加えて積算

単独選挙の場合			同時選挙の場合		
町長選挙			町長・議会議員同時選挙		
報酬	投票立会人等	1,287,000	報酬	投票立会人等	1,376,000
職員手当等	時間外手当	5,252,000	職員手当等	時間外手当	5,252,000
旅費	実費弁償	40,000	旅費	実費弁償	48,000
需用費	消耗品・修繕料	586,000	需用費	消耗品	1,550,000
	印刷費	682,000		印刷費	1,252,000
	食糧費	72,000		食糧費	72,000
役務費	通信費・手数料	1,986,500	役務費	通信費	2,995,000
委託料	ポスター掲示場等	1,200,000	委託料	ポスター掲示場等	5,900,000
使用料	投票所借上料	50,000	使用料	投票所借上料	50,000
負担金	公費負担等	1,753,000	負担金	公費負担等	16,306,000
計		12,908,500	合計 ②		34,801,000
議会議員一般選挙			単独選挙との比較(②-①) ▲9,207,600		
報酬	投票立会人等	1,349,000			
職員手当等	時間外手当	5,252,000			
旅費	実費弁償	40,000			
需用費	消耗品・修繕料	1,371,600			
	印刷費	786,000			
	食糧費	72,000			
役務費	通信費・手数料	2,679,500			
委託料	ポスター掲示場等	4,700,000			
使用料	投票所借上料	50,000			
負担金	公費負担等	14,800,000			
計		31,100,100			
合計 ①		44,008,600			

(3) その他考慮すべき事項

①同時選挙のメリット・デメリット

<メリット>

- ・選挙執行経費を節減できる（主に職員時間外手当、立会人等報酬）。
- ・有権者の利便が図られる（投票が1回で済む）。
- ・選挙人の関心が高まり投票率向上が期待される。
- ・投票管理者・立会人・事務従事者の協力が得られやすい。
- ・投開票所が確保しやすい（公共施設の利用関係調整）。

<デメリット>

- ・立候補の機会が1回になってしまう。
- ・町長選挙と議会議員選挙を混同して投票するおそれ。
- ・町長任期満了後に選挙期日を設定する場合、町長不在期間が発生する（職務代理者を置く）。

【今後の日程】 ※衆議院総選挙の日程により変更あり

10月13日（水） 令和3年 第7回選挙管理委員会
（裁判官・検察審査会候補者関連）
午前9時 第1会議室

12月 1日（水） 令和3年 第8回選挙管理委員会（定時登録）